

議案第 18 号

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市学童保育園の設置に関する条例の一部を改正する条例

加西市学童保育園の設置に関する条例（平成 15 年加西市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 北条第 2 学童保育園の項の次に次のように加える。

北条第 3 学童保育園	加西市北条町北条 348 番地 1
-------------	-------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

北条第1学童保育園及び北条第2学童保育園の待機児童を解消するため、新たに北条第3学童保育園を開設することについて、所要の改正を行うもの。